


永く正しい廃棄物の処理方法  
 【環境経営】  
 正しい廃棄物の処理方法  
 ～たかひの廃棄物処理に環境経営～

2015年10月21日  
 (有)ひらつね 環境経営セミナー

北村行政書士  
 産業コンサルティング総合事務所  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田 北村 亨




## 1. 廃棄物とは何か

- ① 廃棄物とは、占有者が自ら利用し(なくなって不要になった物)、又は他人に有償で譲渡できないために不要となった物をいう。
- ② 総合判断説が基本的な定説となる。判断要素=下記5項目有り。  
 ・性状・排出状況・取り扱い形態・取引価額の有無・占有者の意思  
 恣意性あり、曖昧である事が問題。客観的基準にはならない。
- ③ 廃棄物の特例的扱い (廃棄物由来だが、廃棄物ではない扱い)  
 ・専ら物 (金属くず、古紙類、古布繊維類、ガラス瓶)  
 ・下取り回収品 (メーカー、販売店が販売時に回収する場合)  
 ・法令による除外品

海上における漁業活動による発生不要物、放射能で汚染された廃棄物(別法規制取締り)、土地造成に伴い発生する土砂等、気体(液体、固形物以外)



## 2. 廃棄物の分類表

- ・ 廃棄物の大きな分類 (別紙1. 参照)
  - ①産業廃棄物 と ②一般廃棄物
- ・ 一般廃棄物とは 産業廃棄物 以外の廃棄物、二種類に分類される
  - ①事業系一般廃棄物 ②家庭系一般廃棄物
- ・ 産業廃棄物は、廃棄物の中の20種類に特定している。(別紙2. 参照)
  - ①あらゆる事業活動から発生した物(12品目)
    - ・燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、廃プラスチック類
    - ・金属くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、ガラス・コンクリ・陶磁器くず
  - ②特定の事業活動に伴い発生した物(7品目)
    - ・紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物死体、動物ふん尿、動物系固形物

物  
テーマ:「



## 3. 排出事業者責任

- ①廃棄物処理法の根底の理念
  - ・廃棄物の適正処理する責任は排出事業者にある。
  - ・廃棄物进行处理する場合には、委託基準の遵守が法律で定められている。
- ②委託基準
  - ・廃棄物処理の委託には、事前に書面で契約を締結すること。(電子契約例外有り)
  - ・契約は収集運搬、処分それぞれ個別契約が必要で、三者契約は不可となる。  
(別紙3. 参照)
  - ・マニフェスト伝票の交付義務、処理の確認、保管義務)
  - ・最終の処理施設の確認、(努力義務、現地確認以外の方法も容認)
  - ・適正な処理費用の負担の有無がチェックされる場合がある。
  - ・委託基準違反者には、措置命令(原状回復費用負担など)、罰金3億円課す
  - ・建設工事の元請け:廃棄物の排出者に確定 (22年法改正の目玉)

テーマ:「正しい廃棄物管理をめざして」



#### 4. 建設工事の元請けは、排出事業者となる。

- ①改正前の廃棄物処理法では、建設工事廃棄物の排出者があいまい。  
・元請けでも良いし、下請けでも良い。必然的に力関係が作用する。
- ②22年の法改正では、  
・発注者から直接工事を請け負った元請けを、建設廃棄物の排出者。  
・デパート、ホームセンター、電化製品販売店、その他工事業業者も該当
- ③下請け業者には、産廃収集運搬の業許可取得を促進させた。
- ④・例外適用条項により一部の容認制度有り。  
・下請業者も元請けに変わって(条件付)運搬処理委託可能。

テーマ:「正しい廃棄物管理を目指して」



#### 5 廃棄物の処理工程と法規制

- ①廃棄物の保管基準  
・排出事業者にも適用される。保管場所には表示看板掲出義務  
・屋外の場合は高さ制限有り。 ・飛散流出防止、騒音・振動防止、  
・悪臭防止、蚊・ハエ・ねずみの発生無し⇒近所、地元から苦情の出ない環境構築
- ②廃棄物の収集運搬基準  
・飛散流出防止、マニフェスト伝票携帯、車両表示遵守、
- ③廃棄物の中間処理  
・飛散流出防止、処理基準遵守、保管期限14日、
- ④廃棄物の最終処分  
・飛散流出防止、安定型、管理型各受入基準を遵守、  
・安定型受入基準 (安定5品目に限定、付着物は5%以下、展開検査、受入サイズ基準)  
・管理型各受入基準 (排水処理施設の維持管理、展開検査、ガス抜きパイプ、即日覆土)
- ⑤廃棄物の再生処分 最終処分と同様の処理として法的に承認されている

テーマ:「正しい廃棄物管理を目指して」



## 6. 廃棄物の委託処理契約の遵守

- ①産業廃棄物の委託処理契約は、民法上の他の一般的な契約と異なり厳密なルールがある。
- ②民法上の契約では、契約当事者が合意すれば、口約束、電話でも有効な契約になる。
- ③産廃の委託契約は、原則として書面で事前に契約を取り交わす事が必須の条件である。
- ④契約項目も政令により十数項目が列挙され、全てについて取り決めが必要となる。
- ⑤収集運搬契約と処分契約は、それぞれ別個に締結することが法令で定められている。
- ⑥委託契約なしに廃棄物进行处理した場合、両者に罰則がかかる。

テーマ:「正しい廃棄物管理を目指して」



## 7. 委託契約書の関連した重要事項

- ①専ら物の契約書について
  - ・廃棄物の扱いが免除される事情から、簡便な契約書で容認される。
- ②一般廃棄物と産業廃棄物を一本の契約書で対応について
  - ・法令違反の恐れ有り。(法令の適用内容が異なる、無いよりマシ)
- ③有効期限の延長について
  - ・期限切れ前に双方が同意すれば自動更新は容認されている。
- ④期限が有効な許可証の添付について
  - ・自動更新の契約書は、有効期限内の許可証の添付に注意
- ⑤二次処分先、処理単価変更について
  - ・新たな契約締結が原則であるが、覚書にて対応も可能
- ⑥5年を超える自動更新は避ける。新たな委託契約に努めること

テーマ:「適正な廃棄物管理をめざして」



## 8. マニフェスト伝票の運用上の問題点について

- ① マニフェスト伝票の交付義務者は、(別紙4. 参照)
  - ・排出事業者の基本的な責務である。代理、例外は存在しない。
  - ・交付担当者は、下請け、代理でも問題なし。
- ② 電子マニフェスト伝票の普及運用は
  - ・国としても推進。普及割合は現時点30%~40%位。
  - ・優良事業者認定の必須項目⇒環境配慮契約法により入札資格
- ③ 処理業者がマニ伝をプリントして持参する行為は、
  - ・事務代行として容認されている。マニ伝不交付の扱い無し
  - ・処理業者としてマニ伝の発行代の実費請求している業者が有り。
- ④ マニ伝の発行、交付、内容確認、保管などは、  
全て排出事業者の責任範囲となる。違反すると罰則有り

テーマ: 「正しい廃棄物管理を目指して」



## 9. マニフェスト伝票の運用上の問題点について

- ① マニ伝の差し替え、再発行は？  
マニ伝の虚偽記載となる恐れ有り。訂正にて対応が正しい。
- ② マニ伝の紛失時の対応は？  
再発行は不可。残る既存のマニ伝をコピーしその旨記載。
- ③ マニ伝が排出者に戻らない場合は？  
(公付日から90日又は180日)、催促⇒措置状況報告(行政に)、適正処置
- ④ マニ伝の保存義務は？  
処理された日から5年間の保存義務有り。  
電子マニの場合は、保存義務無し
- ⑤ 記載内容に空欄、間違い有る場合は？  
虚偽記載とみなされない様に必ず、チェック、確認を

テーマ: 「正しい廃棄物管理をめざして」



## 10. 廃棄物処理のグレーゾーンを乗り切る方法（その1）

### 青森、岩手の不法投棄事件を例にして

- ① 処理業者の体質の問題と、行政の不作为の双方に問題多々あり。
- ② 都内大手処理業者、都立病院、大学、一部上場の会社等3000事業者。
- ③ 各社とも原状回復協力金の負担でけりをつけた。  
行政処分無し。行政体への指導基準が強化、統一化。
- ④ 行政処分には、再委託基準違反、マニフェストの虚偽記載、  
処分基準違反による事業停止が比較的多い。悪質は許可取消し
- ⑤ 堆肥化処理の場合、複数の施設に任意に持ち込み、
- ⑥ 安定型埋立処分場に管理型廃棄物を物を混入持込など。
- ⑦ 処理業者の法違反でも、排出者に措置命令かかるケースある。
- ⑧ 適正な処理料金を負担しない事業者には罰則あり。（罰金最高3万円）

テーマ：「正しい廃棄物管理をめざして」



## 11. 廃棄物処理のグレーゾーンを乗り切る方法（その2）

### 産廃Gメンであった経験からの留意事項

- ① 廃棄物には排出者、発生者の痕跡が何か残っていることが多い。  
製造番号、伝票、封筒、礼状等、ヘルメット、カレンダー、作業工程表
- ② 委託処理業者が、作業を全て現場に任せて、チェックしていない場合  
マニフェスト伝票も無い、委託契約書も不備、処理先を確認できない。
- ③ 疑問点があれば、行政に対応のあり方を一応相談してみる。
- ④ 空き地、駐車場に廃棄物が山積みされていれば不法投棄の扱いになる。
- ⑤ 一次処理先、二次処理先を訪問し、施設又は処理の確認をする。
- ⑥ 処理業者の許可内容を再点検する。  
許可品目、積換え保管、許可車両、処分方法、
- ⑦ 処理業者に提案⇒変更届、変更許可申請。グレー部分を改善してもらう。

テーマ：「正しい廃棄物管理をめざして」



## 12. 廃棄物処理に伴うコスト上昇と対策は

### ① 処理費の値上げ問題

- ・処理コストの上昇は不可避と認めざるを得ない。
- ・人件費、資材、工賃の上昇など。オリンピックにむけ悲観的観測負多い

### ② 排出者も処理業者も共に取り組む課題

- ・廃棄物の減量、資源化リサイクルに取り組む事。
- ・より安全、確実な処理方法、処理技術の開発に取り組む。
- ・廃棄物処理の情報を自ら収集する。信頼できる処理業者と提携する。
- ・廃棄物は、お任せ、白紙委任では、自ら窮地に追い込まれる恐れ有り

### ③ 処理業者の最大のコストは何か？

法違反に伴う緊急対応時のコスト負担は致命傷になりかねない。



テーマ: 「正しい廃棄物管理をめざして」

## 13. 排出者責任の今後の動向 (その一)

### ① 平成22年の法改正

- ・ 排出者責任の明確化である。建設工事における元請け責任の再確認

② 厳しくなっても緩和されることは無い。

③ 処理コストの上昇を要因とする違法処理が増加しない対が必要

④ 処理業者には規制が一部緩和された実績がある。

⑤ 元(原因)を断たなければ適正処理の保証も無い、意味もない道理。

⑥ 排出事業者への立入り検査、報告徴収、行政指導派は法令上存在する。

⑦ 「たかがゴミではなく、されどゴミ」として理解する。

ゴミの扱いは軽んじる事無かれ。原子力発電の核の廃棄物も同じ

⑧ 廃棄物への的確な判断を誤ると社会的信用に傷が付き、

取り返しが付かない事例が過去に多々ある。



テーマ: 「正しい廃棄物管理をめざして」

#### 14. 排出者責任の今後の動向（その二）

- ① 取り返しが付かない事例とは何か？
- ・ 廃棄物処理法 第3条第1項「事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任に置いて適正に処理をしなければならない」
  - ・ 法令では、廃棄物処理の責任は排出者にあると明確に規定してる。
- ② 不法投棄事件が発生した場合、
- ・ 廃棄物の中には、必ず多くの証拠品が残されている。  
手紙、納品書、封筒、案内状、注文書、ヘルメット、製品番号
- ③ 不法投棄をする業者は、経営難、倒産寸前、資金力が無い。
- ・ 処理業者に代わり排出者に原状回復の措置命令が出される。
- ④ 該当する事業者・企業は社会的信用を失墜、多額の支払義務発生
- ・ 一部上場の企業も例外でない。会社は経営的に窮地に立たされる

テーマ:「正しい廃棄物管理をめざして」



#### 15. 環境に配慮した経営姿勢とは何か、今後の課題は何か？

- ① 栃木県は、現在時点で管理型埋立地が存在しない。今後の業界の課題
- ② 安定型埋立地へ安易な管理型物の混合持込は避けること。
- ③ 飛散流出防止、騒音・振動防止、悪臭防止、蚊・ハエ・ねずみの発生無し  
の環境汚染防止の基本再点検
- ④ 積換え保管、中間処理は屋根のある施設での実行に努める。
- ⑤ 国の動向、県の方針、地元地町村の考え方に機敏に反応・対策を取る
- ⑥ 行政の担当者との良好かつ正当な協力関係を構築する必要有り。
- ⑦ 経営姿勢では、人財育成が第一。小さくても夢を語れる企業を目指す
- ⑧ 会社の将来発展を目指し、総合的判断できる人財の育成確保に努める。
- ⑨ 全社員に情報、意見が即時に伝わる風通しの良い社風の醸成を期待
- ⑩ 誰か他人の会社ではなく、自分達の会社意識の努力と実行が

テーマ:「正しい廃棄物管理をめざして」





## 16. 付録①: 具体的事例の問題点と考え方(1) 焼却処分

### ①-1 木製パレットを自社内にて焼却処分をしたケース

- ・廃棄物の自己処理は法令違反ではないが、処理基準違反になります。
- ・廃棄物は焼却設備を用いない焼却行為は禁止されています。
- ・廃棄物処理法第25条違反、罰則として1000万以下の罰金です。
- ・まとまった段階で処理業者に処理を委託されたほうが正解です。

### ①-2 自社の敷地内に廃棄物を埋立処分をしたケース

- ・廃棄物処理法成立直後では、自己処理として許可不要の扱い有り。
- ・平成3年の法改正で、埋立が小規模でも、処理施設設置許可必要  
全国には、法改正前の設置許可不要の届出の自己埋立場が存在
- ・土壌汚染、水質汚染の原因となるため規制が厳しくなっている。
- ・現在は、自己の敷地でも廃棄物埋立行為は禁止で法違反となる。

テーマ: 「正しい廃棄物管理をめざして」



## 17. 付録②: 具体的事例の問題点と考え方(2) ゼロ円回収

### ②街中を軽小型車で「粗大ゴミゼロ円回収」との放送で回収するケース

- ・ゼロ円は有価物には該当しません。有償取引で初めて廃棄物を卒業。
- ・家庭の廃棄物は原則として市町村の処理責任が有ります。
- ・一廃許可、産廃許可が有っても回収行為は廃掃法違反に該当します。
- ・遺品整理、残置廃棄物も原則として同じ考え方になります。
- ・市町村が回収しない、回収できない物の処理方法は?
- ・廃棄物処理に市町村はオールマイティではない。受入物に限界有り。
- ・市町村の処理計画の範囲内に限って収集運搬、処理処分可能。
- ・現実対応のノウハウは、具体的に市町村の立場で相談してみる。
- ・市町村に処理責任が有る物は、市町村の指示、指導、示唆を受ける事
- ・最終的に産廃処理ルートを選択する場合も、市町村の判断が重要

テーマ: 「正しい廃棄物管理をめざして」



### 18. 付録③: 具体的事例の問題点と考え方(有害廃棄物)

#### ③事業所から発生する乾電池、蛍光灯、小型家電について 事業系一般廃棄物なのか?

同種の廃棄物が家庭からも発生するため、事業系の一般廃棄物と混同する場合が多い。

事業所から発生する「金属くず、ガラスくず、廃プラスチック類など」は、あらゆる事業活動に伴い発生する廃棄物のため、産業廃棄物に該当する。

- ・小型家電リサイクル関連の廃棄物の処理は?
- ・家庭から排出の当該物は行政ルートにより回収される仕組みが出来た。
- ・事業系の小型家電も、国はリサイクルの取り組みを要請している。
- ・処理業者と提携して地域的な取り組みが必要となっている。
- ・リサイクルは量的に集積・確保されないと実現不可能。絵に描

テーマ: 「正しい廃棄物管理をめざして」



### 19. 付録④: 具体的事例の問題点と考え方(有害廃棄物)

#### ④石綿含有産業廃棄物について

・石綿含有産廃(スレート板、サイディング、Pタイル等)は、何故他の廃棄物と混載してはダメなのか?

・アスベストは、肺に吸収された場合に癌発生の危険性が認知された結果、破碎せず、飛散させずに処分施設に直送が処理基準として定められた。

・石綿含有建材は、家屋、事務所、建物などに大量に使用されてきた。

防火用、耐火用の有効な建材であり、使用を指導されてきた物質。

・廃棄物として発生した場合の対応方法は?

- ・安易に破碎したり、再生砕石として路盤材・埋立材に使用しないこと。
- ・発見されたら、全量を掘削して回収する責任がかかるため要注意です。
- ・処理コストがかかっても、破碎せずに埋立処分ルートで処理する

テーマ: 「正しい廃棄物管理をめざして」

